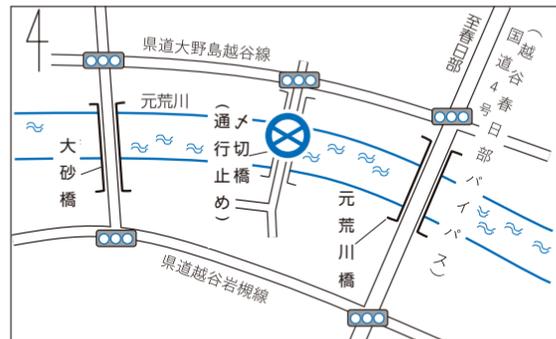


5月1日(土)からメ切橋は通行できなくなります

メ切橋は老朽化のため、5月1日(土)から通行できません。ご不便をおかけいたしますが、大砂橋または、元荒川橋をご利用ください。



問道路建設課 ☎963-9202

越谷市都市計画マスタープランの改定

市では、令和3年度(2021年度)からおおむね10年間の都市づくりの基本的な考え方を示す「越谷市都市計画マスタープラン」を改定しました。本計画では、目指す都市の姿・都市づくりの基本方針・13地区別の地区づくりの方針などを示しています。

本計画は、都市計画課で本編の冊子を800円(税込み)で販売するほか、概要版を無料で配布しています。また、市ホームページからもご覧いただけます。

問都市計画課(本庁舎3階) ☎963-9221

繁殖期のカラスに注意

繁殖期のカラスはひなを守るために、威嚇・攻撃する場合があります。この時期はカラスの巣には近づかないでください。やむをえず巣の

下を通る場合は、帽子や傘で防ぐようにしましょう。防衛策として以下の方法があります。

- カラスに餌を与えない
 - ・ごみ出しの際、生ごみは袋の真ん中に入れる
 - ・ごみステーションでは袋がはみ出さないようにカラスよけネットをかける
 - ・ペットが食べ残した餌を片づける
- カラスに巣を作らせない
 - ・樹木に巣を作る場合、込み入った枝を好む習性があるため、枝をせんていする
 - ・巣の材料となるハンガーは物干し場に放置せず室内に取り込む

問環境政策課 ☎963-9183

ひなを拾わないで!

毎年、春から初夏は野鳥の子育ての季節です。身近な場所でも、かわいいひなに出会うこともあるかもしれません。野鳥のひなはまだ上手に飛べない状態で巣立つことが多いです。しかし、そのようなひなでも多くは親鳥が育てている最中です。迷子だと思って拾うと、親鳥から引き離してしまうことになります。

自然界では巣立ち後に親鳥と過ごすわずかな期間(1週間~1カ月)に「何が食べ物で、何が危険か」などを学習してひとり立ちするので、人に育てられたひなは自然の中で生きていけるとは限りません。巣立つまでひなを見守ってください。

問環境政策課 ☎963-9183、(公財)日本野鳥の会 ☎03-5436-2622

合併処理浄化槽に取り替える方に補助金を交付

公共用水域の水質汚濁を防止するため、既設単独処理浄化槽または、くみ取り便槽から、合

併処理浄化槽に取り替える方に補助金を交付します。

■対象：市街化調整区域内の専用住宅にお住まいで、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方。ただし、次の①~⑧のいずれかに該当する方は対象外。①建築確認を伴う新築、増築時に設置する ②すでに設置済み ③設置の届け出の審査を受けずに設置する ④指定された期間内に設置できない ⑤専用住宅を借りている方で賃貸人の承諾を得られない ⑥専用住宅を転売または賃貸の目的で所有している ⑦設置条件を満たさない浄化槽を設置する ⑧市税など滞納がある

■申込み：4/12(月)~23(金)に抽選申込書と浄化槽設置届の写しを直接または郵送で下記へ

問資源循環推進課(第三庁舎4階) ☎963-9181

競艇事業による収益が私たちの生活に役立っています

埼玉県都市競艇組合は越谷市が加入する組合で、戸田競艇場で開催する競艇事業の収益金を市で活用しています。

【4月~6月の開催日】

4/1(木)~4(日)、13(火)~16(金)、19(月)~23(金)、5/1(土)~6(木)、9(日)~12(水)、14(金)~18(火)、21(金)~24(月)、31(月)~6/5(土)、12(土)~17(木)、21(月)~24(木)

*19は埼玉県都市競艇組合主催

【場外発売日程】

4/1(木)~4(日)、13(火)~25(日)、5/1(土)~6(木)、9(日)~12(水)、14(金)~18(火)、21(金)~6/5(土)、12(土)~17(木)、21(月)~27(日)

問財政課 ☎963-9115

4月6日(火)~15日(木)は春の全国交通安全運動

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ります。

○全国重点

- ・子供を始めとする歩行者の安全の確保
- ・自転車の安全利用の推進
- ・歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

○埼玉県重点

- ・横断歩道における歩行者優先の徹底

○越谷市重点

- ・自転車利用者のマナーの向上

問越谷警察署 ☎964-0110、市役所くらし安心課 ☎963-9185

オレンジカフェを実施する団体に補助金を交付

認知症の高齢者とその家族が互いに交流する「オレンジカフェ」を実施する団体に補助金を交付します。

■内容：市が定める要件を満たしたオレンジカフェを実施する団体1団体につき、年額2万円を限度に補助金を交付します。詳しくは地域包括ケア課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください

■対象：次の①~③の要件をすべて満たす団体。①市内に事業所等を有し、市内を活動範囲としている ②定款、規約、会則等を有している ③団体として運営および会計処理が適正に行われている

■申込み：事前に電話で連絡のうえ直接下記へ 問地域包括ケア課(第二庁舎1階) ☎963-9163

太陽光発電設備および蓄電池の設置費用を補助 令和3年度(2021年度)から補助対象者に事業者を追加しました

■補助対象設備：交付決定日以降に着工し、新規に設置をするもの。太陽光発電設備においては電力会社との受給契約を結ぶもの

■補助金額：下表のとおり

住宅用

太陽光発電設備	最大出力1kW当たり2万円 *上限は戸建て住宅で8万円(4kW)。市内に本店を置く市内業者と契約を締結する場合は10万円(5kW)、マンションで20万円(10kW)
蓄電池	1件につき5万円

事業者向け

太陽光発電設備	最大出力1kW当たり2万円 *上限は20万円(10kW)
蓄電池(4.0kWh以上)	1件につき5万円 *太陽光発電設備の設置を必須とし、蓄電池のみの設置は補助対象となりません
*補助金の交付にあたり、災害等により停電が発生した場合は、近隣住民に対して携帯電話等の充電等に要する電力の無償提供をお願いします	

■対象者：市税等の滞納や建築物等に法令違反がない次の①~④のいずれかに該当する個人または団体。①みずから居住する住宅に設置する市内在住の方 ②令和3年度内に市内に居住予定の方 ③マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理組合 ④市内に本店登記を有する法人または市内に住所および事業所を有する個人事業者

■申込み：▷前期…5/10(月)~21(金) ▷後期…10/25(月)~11/5(金)。左記の受け付け期間に、申請書に必要書類を添えて直接または郵送で環境政策課へ。申請書は環境政策課で配布するほか、市ホームページから印刷できます

*各期間内に予算を超える申請があった場合は、各期間終了後に公開抽選を行います

*後期受け付け終了時点で申請数が予算内の場合は以降も受け付け、予算に達ししだい締め切ります

*補助金の交付決定前に着工した場合、補助を受けられませんのでご注意ください

問環境政策課(第三庁舎4階) ☎963-9183